

＜日本史探究②5＞律令体制③ 教科書: P.40~P.41

5 司法制度

- ① 律に定められた5種の刑罰を(1.)といつ。 ←貴族は刑罰が軽減される
 →(軽いものから)(2.)の5つ!
 善: ムチで10~50番 / 桂: 杖で60~100回打つ / 徒: 懲役1~3年 / 流: 島流し / 死: 死刑
- ② (3.): 謀反・不孝など国家・天皇・尊属[親族]に対する8つの罪
 ←貴族でも減免されない!

問(1) 律令体制において、役人はそれぞれの位階に応じた官職に任命されるが、この制度を何といつ？ ()

問(2) 律令制で、五位以上の子と三位以上の子・孫は、(A)歳以上になると、自動的に一定の位階が与えられた。この制度を(B)といつ。

A=[] B=[]

6 律令の身分制

律令ではすべての人は(4.)と(5.)とに分けられた。
 4: 貴族、官人、公民(←調庸を負担する人)、品部・雜戸[官庁に所属する手工業者]
 5: 官有の(6.)・(7.)・(8.)
 私有の(9.)・(10.)
 → 6~10を合わせて(11.)。8・10は家族生活が許されず、(12.)
 ※6: 天皇家の陵[=墓]を守る5 / 7: 家族生活ができる5 / 9: 戸をなして生活できる5

問(1) 律令体制下では、人々は(A)と(B)の2種類に分けられた。

A=[] B=[]

問(2) Bには、官有の(C)と、私有の(D)があり、(E)と呼ばれた。

C=[] D=[] E=[]

7 戸籍

- ・ 戸籍: (13.)年ごとに作成。(14.)戸を1里に編成
 里の下にある租税負担の単位を(16.)(←25人程度で構成)、実際の生活単位である小家族(10人程度)を戸主といつ。
 代表者は戸主
- ・ 戸籍は「五比を留めよ」→ 6年×5=30年間保存、古いものから破棄
 → 670年 天智天皇が作った(17.)は永久保存!

8 班田収授

売買禁止

① 戸籍にもとづいて(18.)に(19.)を班給
→ 唐の(20.)にならって(21.)が定められた。

② 支給面積 → 単位: 1段 = (22.)歩 (23.)段 = 1町 1段 = タテ30歩×ヨコ12歩

A. 良民男性: (24.) = (25.)

B. 良民女性: 良民男性の(26.) = (27.)歩 = (28.)

C. 私有の賤民 [=29.] : 良民の(30.)男性 → (31.)歩

※官有の賤民は良民と同じ19を与えられた! 女性 → (32.)歩

③ (33.): 農地の土地区画制度 ← 都の区画は(34.)!

④ 田地の種類 ← (35.)年ごとに戸を単位に班給された。その年を班年

〔税を課す(36.)〕: 19. 位田、賜田、功田など

都司職田は免除なし

〔税免除の不輸租田: (37.)[寺院用の田]、(38.)[神社用]、職田など〕

班田[田を各人に班つこと]で残った田 = (39.) [=40.]

→ 国司が賃料を取って農民に貸し与える = (41.)

→ 39を41した農民は収穫の(42.)を(43.)として国司に納める

問(1) 律令政府は、(A)年ごとに戸籍を作成し、(B)戸を1里に編成した。後に里は(C)に改められた。 A=[] B=[] C=[]

問(2) 律令体制下では、唐の(D)にならって(E)法を定め、戸籍に基づいて、(F)歳以上の(G)に(H)を班給した。

D=[] E=[] F=[] G=[]
H=[]

問(3) (H)の班給は(I)年に1度行われた。(H)の大きさは、良民男性が(J)女性はその(K)である(L)歩 [= (M)]。私有の賤民は良民の(N)の割合とされた。ちなみに1段 = (O)歩である。

I=[] J=[] K=[] L=[]
M=[] N=[] O=[]

問(4) 律令体制下における農地の土地区画制度は? []